

自動車登録番号標付車両によるレース開催規定の一部改正について

下線部：変更箇所

改正後	現行規則
<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>第10条 競技規則</p> <p>1. 最大決勝出走台数： J A F 国内モーターレーシングコース許可証に記された台数とする。</p> <p>2. 燃 料： 1) 本レースに使用できる燃料は、石油会社で生産され一般に市販されている無鉛ハイオクガソリンまでとする。オクタン価を増すことのない通常のオイルあるいは水ぬき剤は使用できるが、他の添加剤の使用は禁止される。 2) オーガナイザーは、燃料を指定してはならない。 3) <u>国内競技車両規則第1編第3章第10条 10.5) サーキット常設の給油所での燃料補給方法を除き、</u>フリー走行、公式予選および決勝レース等の競技中の燃料補給は許されない。</p> <p>競技中以外に燃料補給を行う際、<u>上記と異なる燃料補給方法を用いる場合は、</u>エンジンを停止し、ドライバーはシートを離れなければならない。ピット内に燃料を保管する場合は、最大20ℓまでとし、消防法に適合した金属製の携行缶に保管しなければならない。</p> <p>3. (略)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 本規則の施行</p> <p>本規定は、<u>2025年</u>1月1日より施行する。</p>	<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>第10条 競技規則</p> <p>1. 最大決勝出走台数： J A F 国内モーターレーシングコース許可証に記された台数とする。</p> <p>2. 燃 料： 1) 本レースに使用できる燃料は、石油会社で生産され一般に市販されている無鉛ハイオクガソリンまでとする。オクタン価を増すことのない通常のオイルあるいは水ぬき剤は使用できるが、他の添加剤の使用は禁止される。 2) オーガナイザーは、燃料を指定してはならない。 3) フリー走行、公式予選および決勝レース等の競技中の燃料補給は許されない。</p> <p><u>ただし、</u>競技中以外に燃料補給を行う場合は、エンジンを停止し、ドライバーはシートを離れなければならない。ピット内に燃料を保管する場合は、最大20ℓまでとし、消防法に適合した金属製の携行缶に保管しなければならない。</p> <p>3. (略)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 本規則の施行</p> <p>本規定は、<u>2012年</u>1月1日より施行する。</p>